

議案第 66 号

大野市立学校タブレット端末使用要綱案

令和 6 年 9 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立学校での児童、生徒及び教職員のタブレット端末使用に関し、必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市立学校タブレット端末使用要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

大野市教育委員会

大野市立学校タブレット端末使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市立学校（以下「学校」という。）に整備されているタブレット端末の使用に関し、その使用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(タブレット端末の使用目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育課程（以下「教育課程」という。）にのった学習の質及び効果の向上並びに学習内容の定着に活用する目的において、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用できるものとする。

- (1) 教育課程にのった学習に使用する場合
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(管理責任者)

第3条 タブレット端末の管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、各学校長とする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、大野市情報セキュリティポリシーの例により、情報セキュリティ対策を講じるとともに、第7条に規定する使用者の使用状況を定期的に確認し、適切な指導を行わなければならない。

2 管理責任者は、タブレット端末に障害、事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

(使用対象者)

第5条 タブレット端末を使用する者は、各学校に在籍する児童、生徒及び教職員

とする。

(使用の許可)

第6条 タブレット端末を使用する場合は、同意書(様式第1号)を提出し、管理責任者にその許可を得なければならない。

(使用者の責務)

第7条 前条の規定によりタブレット端末の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、管理責任者の指示に従い、タブレット端末の取扱いに十分注意しなければならない。

2 使用者は、タブレット端末の使用後は、不用なデータを削除した上で、定められた保管場所に保管しなければならない。

(使用場所)

第8条 タブレット端末は次に掲げる場所で使用することとする。

- (1) 学校
- (2) 自宅
- (3) 管理責任者が認めた場所

(禁止行為)

第9条 使用者は、タブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第2条に規定する使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 管理上不適切な使用をすること。

(使用の制限)

第10条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善指導を行わなければならない。

2 管理責任者は、前項の指導後も使用状況の改善が認められない場合は、当該使用者に対しタブレット端末の使用を制限することができる。

(アプリケーションのインストール許可)

第11条 使用者は、管理責任者の許可を得て、タブレット端末にアプリケーションをインストールすることができる。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合に限る。

- (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。
- (2) 教育委員会が認めたものであること。

(障害、事故等の報告)

第12条 使用者は、次に掲げる障害、事故等が発生したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損若しくは紛失したとき、又は盗難にあったとき。
- (2) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき。
- (3) ID、パスワード、個人情報等のデータが第三者に漏えいした可能性があるとき。
- (4) データの改ざん若しくは抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。

(弁償の義務)

第13条 故意による毀損、紛失及び盗難等の事故又はその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合は、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。

(その他)

第14条 タブレット端末の使用に関して、本要綱に定めのない事項が発生した場合は、管理責任者と教育委員会が協議の上、対処する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大野市タブレット端末の使用についての同意書

大野市教育委員会 あて

大野市教育委員会から貸与されるタブレット端末について、以下の事項を児童生徒と一緒に確認していただき、同意いただける場合は、□にレ点を記入してください。

- タブレット端末は、学習のためだけに使用し、学習に関係の無いことには使いません。
- 「貸し出しについての手引き」の内容を児童生徒と一緒に確認し、正しい使い方を守って使います。
- タブレット端末の自宅での使い方について、「貸し出しについての手引き」をもとに、児童生徒と話をし、使用場所や使用時間、保管・充電場所などを決めます。
- タブレット端末は大切に使用します。もし、不具合や故障、破損、紛失、盗難があった場合は、学校に連絡します。
- 故意による毀損、紛失、盗難等の事故又はその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合は、教育委員会が定める相当の代価を弁償します。

この同意書は、児童生徒が中学校を卒業するまで、もしくは、大野市外へ転出されるまで有効であるものとします。

年 月 日

使用者氏名 _____

< 児童生徒の場合 >

保護者氏名（自筆） _____